

右岸 同県同郡五木村丙字逆瀬川地内
〔一級河川球磨川水系川辺川左支川板木谷川〕
左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内
右岸 同県同郡五木村甲字板木地内

(5) 水利権 (頭地発電所)
〔一級河川球磨川水系川辺川〕

左岸 熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬地内
右岸 同県同郡五木村甲字鶴地内

4 手続が開始される起業地を表示する図面の縦覧場所 熊本県球磨郡相良村役場及び熊本県球磨郡五木村役場

熊本県告示第7号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成16年1月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草郡有明町大字上津浦字美ノ越 1907番3地先から 同所 字津々利木 2368番3地先まで	27.5 ~ 126.0	850.0	国道改

2 区域決定する期日 平成16年1月7日

熊本県告示第8号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年1月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市大字万田字口ノ坪 892番1地先から 同所 字中尾 361番3地先まで	343.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年3月1日

熊本県告示第9号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年1月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 する 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 6 7 号	人吉市西間上町字園田 2352 番 3 地先から 同 所 同 字 2350 番地先まで	80.0	国 交 安

2 供用開始する期日 平成 16 年 1 月 7 日

熊本県告示第 10 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
豊川デイサービスセンター 下益城郡松橋町南豊崎 855 番地	社会福祉法人 水光会	平成 15 年 12 月 19 日

公 告

熊本県公告第 1 号

球磨郡あさぎり町須恵 3220 番地、上阿蘇・釈迦堂入会林野整備組合代表者恒松久光から上阿蘇・釈迦堂入会林野整備計画の認可申請があり、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和 41 年法律第 126 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、適当と決定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了後 30 日以内に申し立てられたい。

平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧期間
平成 16 年 1 月 8 日から平成 16 年 2 月 7 日まで
- 縦覧の場所
熊本県林務水産部林政課
あさぎり町役場
- 縦覧に供する書類
上阿蘇・釈迦堂入会林野整備計画書

熊本県公告第 2 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、熊本市長幸山政史から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（出水地区道路台帳整備事業）	平成 15 年 8 月 7 日から 平成 16 年 2 月 2 日まで	熊本市出水地区
公共測量（野口地区道路台帳整備事業）	平成 15 年 9 月 2 日から 平成 16 年 3 月 26 日まで	熊本市野口地区

熊本県公告第 3 号

阿蘇郡蘇陽町今 523 番地二瀬本土地改良区は、正当な理由なく 2 年以上事業を停止しているため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 135 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、解散を命じた。

平成 16 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子